

平成19事業年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）
第19条第4項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の平成19
事業年度財務諸表及び決算報告書について監査を行った。

通則法第38条第2項に規定する意見は次のとおりである。

1. 通則法第38条第1項に規定する財務諸表については、法令及び諸規程
に従い、法人の財政状態、運営状況等財務運営に関する情報を適正に表示
しているものと認められる。
2. 通則法第38条第2項に規定する決算報告書については、予算の区分に
従って決算の状況を適正に表示しているものと認められる。

平成20年6月16日

独立行政法人農畜産業振興機構

監事 堀 邦 夫 

監事 田 中 茂 雄 